

重要事項確認書兼同意書

※保護施設等の入所申し込みにあたり、以下の確認事項をご理解いただいたうえで、各項目の確認欄に☑し、下記にご署名をお願いいたします。

	確認事項	確認欄
保育施設等利用申し込みについての確認事項	利用調整は、期日までに到着している書類のみで行われます。期日を過ぎて到着した書類については、期日までに到着している書類が優先となります。	<input type="checkbox"/>
	申込内容が事実と異なる場合、教育・保育給付認定や入園決定を取り消す場合があります。	<input type="checkbox"/>
	内容確認のため、職場やご家庭を、電話などで確認する場合があります。	<input type="checkbox"/>
	申込み時の保育を必要とする状況や世帯等の状況から変更が生じた場合（勤務内定が決まった、育休復帰予定の職場を退職した等）速やかに子ども未来課に連絡してください。追加提出が必要な書類をお知らせいたします。	<input type="checkbox"/>
	希望保育施設は、第3希望まで記入してください。入園意思のない施設は記入しないでください。	<input type="checkbox"/>
	保育施設に受入枠がない場合や申込者多数の場合、第一希望・第二希望または第三希望も添えない場合があります。その場合、11月頃から連絡し、調整します。	<input type="checkbox"/>
	利用申請後、入園の意思がなくなった場合は、速やかに、入園の取り下げの連絡をしてください。	<input type="checkbox"/>
その他確認事項【該当する方のみ】	■育児休業中で申込みの場合	
	施設に入園し、職場に復帰した場合は、就労（内定）証明書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	育児休業延長を目的とした申し込みは受付できません。	<input type="checkbox"/>
	■就労内定で申込みの場合	
	就労（内定）証明書を提出しているが、就労を開始しない場合は入園の取り消しをする可能性があります。	<input type="checkbox"/>
	■求職活動を理由に申込みの場合	
	求職活動要件で利用の場合、3か月以内に、最低就労基準（月48時間以上）を満たす就労を開始し、「就労（内定）証明書」を提出してください。期日までに提出がない場合、求職活動要件が終了する月末で退園となります。	<input type="checkbox"/>
■妊娠出産を理由に申込みの場合		
入園できた場合、産後8週間が経過する日の翌日が属する月末を持って退園となります。	<input type="checkbox"/>	
■転入予定で申込みの場合		
入園できた場合、入園月の1日までに住民票異動の手続きをしてください。転入が確認できない場合、入園内定を取り消します。	<input type="checkbox"/>	
利用開始後の確認事項	利用当初は、お子さんの情緒が安定し、集団生活が楽しく送れるようになるまで、「ならし保育」があります。 3歳以上児で2週間、0.1.2歳児は約1か月 、お預かりの時間を少しずつ伸ばしていきます。ならし保育の期間については、個人差があります。	<input type="checkbox"/>
	利用開始後に保育を必要とする状況（就労状況等）や世帯等の状況に変更が生じた場合は「教育・保育給付認定変更申請書」に必要書類を添付し、早急に利用施設又は子ども未来課に提出してください。書式は各保育施設等にも置いてあります。	<input type="checkbox"/>
	市外に転出する場合は、住民票を異動した月の月末で退園となります。	<input type="checkbox"/>

小浜市長 宛て

以上の重要事項について確認、同意しました。

（署名欄）

令和 年 月 日	保護者（申請者）氏名		
	申込児童氏名	生年月日	年 月 日
	申込児童氏名	生年月日	年 月 日
	申込児童氏名	生年月日	年 月 日